

大津市社会福祉審議会規則

平成21年2月17日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号)第10条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- 2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。
- 3 法第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者の福祉に関する事項を調査審議する。
- 4 法第12条第2項において準用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第12条第2項に規定する児童福祉に関する事項に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

(専門分科会の会議等)

第3条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

- 2 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあつては、委員。次項及び次条において同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第5条 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会の名称及び調査審議事項)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、同項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項
- (2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定及び指定の取消しに関する事項

(審査部会長)

第7条 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 2 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 3 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議等)

第8条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。
- 3 第1項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数(前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数)で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

第10条 令第3条第3項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。